



総務省

今後の進め方について

令和 7 年 9 月
事務 局

9月17日(水) 10時～	10月	11月	12月	年末以降
○ 第7回 ・意見公募の結果、今後の進行の説明(事務局) ・基本法改正に伴う取組等(総務省) ・基本法改正に伴う取組、警察庁における周知啓発等の取組内容等(警察庁)	○ 第8回(予定) ・技術的課題の詳細検討(技術者・事業者) ・ギャンブル等依存症に関する実態把握(認知神経科学の専門家等) ・オンラインカジノとスポーツの健全性	○ 第9回(予定) ・諸外国の法制度調査現地調査を踏まえた詳細報告 フランス、イギリス、ドイツ等(NRI)	○ 第10回(予定) ・基本法改正を踏まえた事業者の取組状況等(事業者) ・関係省庁における取組状況等(関係省庁) ・その他の取組状況等	○ 第●回 ・取りまとめ案(骨子案) ○ 第●回 ・取りまとめ案 ○ 意見公募手続 ○ 第●回 ・取りまとめ
9月25日 基本法改正 施行				

1. 必要性

- ブロッキングを実施するためには、単に有効な対策であるだけでは足りず、他のより権利制限的ではない有効な対策が尽くされたかどうか検証が必要。
- 他の手段として、フィルタリングの普及促進、ギャンブル等依存症対策基本法の改正法を踏まえた国内SNS事業者等による削除、海外サイト運営者に対する働きかけといった対策を進めた上で、それらの対策を尽くしたとしてもオンラインカジノの情報が著しく減少しない場合、ブロッキングを排除せず、追加的な対応を講じることが適当。



➤ ギャンブル等依存症対策基本法の改正を踏まえ、関係事業者により、アクセス抑止を含む取組が尽くされているか。

1. SNS事業者等
2. 検索事業者
3. アプリストア運営事業者
4. CDN(コンテンツ・デリバリー・ネットワーク)事業者
5. (海外)カジノ運営事業者
6. その他の関係事業者(例:決済事業者)

➤ 上記の取組の効果について、どのように検証すべきか。

1. オンラインカジノに関する情報の流通状況
2. オンラインカジノサイトの利用状況

1. 有効性

- ブロッキングについては、近年、スマートフォンのプライバシー機能の向上等により、誰でも容易に回避することができるようになってきているとの指摘がある。
- 他方、カジュアルユーザや若年層がギャンブル等依存症になる前の対策が重要であり、ブロッキングにはこうした予防的効果があるとの指摘もある。
- ブロッキング実施国の実施手法や効果を検証した上で、ブロッキングの有効性に関する検討を深めていくべき。

- 
- ブロッキングの技術的回避策とされているものについて、様々なブロッキング方式やインターネット接続の利用実態等に照らし、どのように評価すべきか。
 1. DNSを迂回する方法（例：グローバルDNSの利用）
 2. URLを迂回する方法（例：IPアドレスの直打ち）
 3. 通常のブラウジングを迂回する方法（例：HTTPS接続）
 4. その他（例：VPN）
 - ブロッキングに予防的効果があるとの指摘について、オンラインカジノサイトのブロッキングを行っている国における実例等に照らし、どのように評価すべきか。
 1. フランス
 2. 英国
 3. ドイツ
 4. スイス
 5. 日本

2. 許容性

- 仮に必要性・有効性が認められるとしても、ブロッキングが許容されるためには、ブロッキングによって得られる利益が通信の秘密の保護と均衡するものであるかどうかについて検討が必要。
- 刑法上の賭博罪の保護法益は「勤労の美風」であり、これのみで通信の秘密の侵害を正当化することは困難であるが、オンラインカジノは、賭け額の異常な高騰や深刻な依存症患者の発生など、きわめて深刻な弊害があることを踏まえ、法益のバランスについて具体的な検討が必要。

➤ **ブロッキングにより得られる利益と失われる利益のバランスについて、どのように評価すべきか。**

1. 立法措置に基づく場合
2. その他の論点

➤ **違法オンラインカジノがもたらす課題について、どのように評価すべきか。**

1. ギャンブル等依存症
2. 経済的損失
3. スポーツ健全性への弊害
4. オンラインカジノ特有の弊害
5. その他

3. 実施根拠

- 仮にブロッキングを行う場合には、遮断対象や要件の明確化を図ることにより法的安定性を確保する観点から、何らかの法的担保が必要。

4. 妥当性

- ブロッキングの制度設計に当たっても、カジノ規制全般に対する議論抜きにその在り方を検討することは困難。
- 具体的な制度について検討するに当たっては、サイバー対処能力強化法や諸外国の制度を参考にしながら、①遮断義務付けを行う主体、②遮断対象となるサイト、③実体的な要件、④手続的な要件などについて具体的に検討すべき。



➤ 遮断の義務付けを行う主体

カジノサイトの違法性について判断すべき主体は何かなど

➤ 遮断対象となるサイト

運営主体の国外・国内の別について、どのように考えるかなど

➤ 遮断の実体的要件

ブロッキングを実施するための要件(例、他の手段を尽くしたこと)をどのように規定するかなど

➤ 遮断の手続的要件

事前の透明化措置(例：司法関与の要否、遮断対象サイトの公表)、事後の救済措置(例：不服申立手続の整備、結果の公表)について、どう考えるかなど